

改正概要説明書

国名： エストニア

法令名： 商標法

改正情報： 2011年12月7日法律 RT I, 28. 12. 2011, 1 により改正, 2012年1月1日施行

改正概要：

1. 文言に関する改正：

意味内容の明確化、正確化を図るため、条文中の文言が改定された(第7条, 第10条, 第16条, 第20条, 第22条, 第31条, 第32条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第45条, 第47条, 第48条, 第49-1条, 第50-2条, 第50-6条, 第51条, 第51-1条, 第60条, 第70条, 第71-4条, 第71-6条, 第72条)。

2. 管轄等に関する改正：

商標規則に係る担当大臣が、「経済通信大臣」から「法務大臣」に変更された(第1条)。ハリュ県裁判所が、共同体商標第1審裁判所になった(第71-5条)。

3. 商標の相対的登録要件等に関する改正：

先の商標に対し、混同の主体が「公衆」から「消費者」に変更された(第10条(1) 2))。

先の商標の「識別性又は評判」の獲得の判断時期が明確化された(第10条(1) 3))。

商業登記簿に記入された事業上の名称との類似性判断時期に国際登録日が追加された。また、当該事業の活動分野に「商品及びサービスが含まれている」との条件が、商品及びサービスが当該活動分野と「同一の分野である」との条件に変更された(第10条(1) 4))。

専売医薬品の名称との類似性判断について、類似性判断時期が明確化された(第10条(1) 5))。

商業登記簿に記入された事業の活動分野について、活動分野の範囲が明確化された(第38条)

商標の審査が、先の商標に関してなされる決定に依存することが明記された(第43条)。

4. 商標の保護範囲に関する改正：

商標の保護範囲の基礎とするものに、「事務局の国際登録簿」に記入された商標の表示が追加された(第12条)。

5. 商標の使用の定義に関する改正：

商標を登録された表示と異なる形で使用する場合の「商標の使用」の行為が明確化された(第17条)。

6. 商標の排他権等に関する改正：

排他権の保護範囲に関し、消費者に混同を生じさせるおそれのある商標については、保

護されている商標の商品又はサービスとの同一又は類似は要求されなくなった(第14条)。

市場に出された商品の更なる商業利用を禁止できる場合の要件が、「商品の更なる利用に異議を唱える正当な理由を有するとき」に緩和された(第16条)。

排他権が無効であるとの宣言を求める訴訟の時期的要件が、利害関係人が「当該商標の使用を知ってから5年以内」、「商標の登録出願が悪意でなされていた場合は無期限」に変更された(第52条)。

排他権が消滅した旨の宣言を求める訴訟を提起できる商標所有者の商標に関し、「消費者を欺くもの」から「消費者に誤認を生じさせるものに」に変更された。また、登録商標の使用が5年の不使用の後に開始された場合の訴訟除外対象が拡張された(第53条)。

排他権の保護に係る訴訟を提起された相手が、反訴として当該排他権について争いが可能な商標所有者の要件が、「周知商標又は登録商標の所有者」から、「エストニアにおいて法的保護を受けている商標の所有者」に変更された(第59条)。

取消申請に対する審判委員会の決定に不服のある参加人は、他の参加人に対して、訴訟を提起できることが明記された。また、特許庁は、裁判所決定により確定された事情に基づき、処理を継続することが明記された(第41条)。

7. 出願の分割に関する改正：

出願を分割できる時期が緩和された(第44条)。具体的に、従来の分割可能な時期に加え、商標登録を拒絶する決定に関する不服申立の手續の終了まで、及び、商標の登録又は拒絶の決定から生じた取消申請に関する手續の終了までも、出願を分割できるようになった。

8. 登録簿に関わる改正：

登録簿へのライセンスの記入を求める請求書がライセンサー及びライセンシー双方により署名され、かつ、記入に必要な情報を含む場合は、ライセンス契約書の抄本の提出は不要になった(第50-5条)。

動産に対する登録担保に関する記入の修正又は抹消するために必要な事項が、当該修正又は抹消により自己の権利が「損なわれる者の承諾」から「損なわれる虞のある者の認証済みの同意」に変更された(第50-6条)。

商標移転の登録簿記入を求めるために、書面での請求が必要になった(第51条)。

改正内容：

・第1条 本法の適用範囲

(2)において、経済通信大臣が法務大臣に変わった。

・第7条 周知商標の認定

(2)において、「商標の法的保護に係る係争に関する申請」を「商標の法的保護に関する取消申請」と限定された。

(4)において、「認定されるものとする。」が「認定されるに十分である。」となった。

・第10条 法的保護が排除される相対的な事情

(1) 2)において、「公衆が混同する虞」が、「消費者が混同する虞」になった。

(1) 3)において、「後の商標の正当な理由のない使用が、」で「正当な理由」が削除され、「識別性又は評判」の判断時期が「先の商標が後の商標の出願日又は優先日までに獲得している」と明確化された。

(1) 4)において、類似性判断時期に国際登録日が追加された。また、後願の指定商品及びサービスが、先登録商標の商品及びサービスに「含まれている場合に限る。」との条件が「同一の分野である場合に限る。」と変わった。

(1) 5)において、類似性判断時期が明確化された。

・第12条 商標の法的保護の範囲

(1) 2)において、「事務局の国際登録簿」が追加された。

・第14条 排他権

(1) 2)において、商品又はサービスに関しては同一のみが排他権の対象となり、混同の主体が「公衆」から「消費者」に変わった。

(1) 3)において、「当該標識の正当な理由のない使用」が単に「当該標識を使用」となった。

(2) 2)において、「商品を市場に出すこと」が「商品を頒布すること」に変わった。

・第16条 排他権の制限

(3)において、「商品が市場に出された後でその状態が変化している場合」が「所有者が、特に商品が市場に出された後でその特性が変化している場合のように、商品の更なる利用に異議を唱える正当な理由を有するとき」と明確化された。

・第17条 商標を使用する義務

(2) 1)において、「登録された形での標章の識別性を変更しない要素において異なる形で使用」が「標章の識別性を変更しない些少な要素において表示と異なる形で使用」と明確化された。

・第20条 登録の分割

「分割する」が「配分する」となった。

・第 22 条 禁止に関する注記

「処分を禁止する」が「処分の禁止に関する注記をする」となった。

・第 31 条 商標の表示

(1)において、「十分に表わすもの」が「十分な印象を与えるもの」と明確化された。

・第 32 条 委任状

4)が廃止された。

7)において、委任状発行の「場所」が廃止され「日付」のみとなった。

・第 34 条 出願

(4)において、商標規則で定めるべき「方式及び実体要件」が「内容及び方式の要件」となった。

・第 35 条 出願日

4)において、「出願人又はその代理人と通信できるようにするのに必要な情報」と明確化された。

・第 36 条 出願日の決定及び処理のための受理

(2)において、「提出された書類に出願人の名称若しくは宛先又は出願人の代理人の名称が含まれていない場合は、特許庁は、通知義務を負わない。」が削除され、(3)において明記された。

・第 37 条 出願の内容及び方式に係る要件の確認

(1)において、「方式及び実体要件」が「内容及び方式に係る要件」に変わった。

・第 38 条 商標の審査

(1-1)が新規に追加された。

・第 41 条 不服申立の裁定及び取消申請

(5)及び(6)が新規に追加され、参加人による他の参加人に対する訴訟が明記された。

・第 43 条 処理の停止

(1)において、「商標の審査は、先の商標の登録が後の商標に関し第 10 条に規定する法的保護を妨げる事情を構成する場合は、先の商標に関してなされる決定に依存する。」を追加して、後の商標出願の審査が独立でないことが明記された。

・第44条 出願の分割及び減縮

(1)において、分割のできる時期的要件として、「商標登録を拒絶する決定に関する不服申立の手續」及び「当該決定から生じた取消申請に関する手續の終了まで」が追加された。

・第45条 出願の訂正及び補充

「修正」が「補充」に変わった。

・第47条 出願の取下、処理の終了及び再開

(3)において、「出願人の代理人とは無関係の他の障害」を「出願人の代理人の管理を超える他の障害」と明確化された。

・第48条 登録

(2)10)において、「出願人」が「商標所有者」に変更された。

・第49-1条 登録証

(4)において、「納付に関する情報」を「納付を証明する情報」に明確化された。

(5)において、「様式の作成に係る方式要件及び手續」が「方式要件及び登録証様式の完成の手續」に変更された。

・第50-2条 その他の場合における登録事項の修正記入を求める請求

(2)において、「商標の法的保護の範囲を拡大」が「商標の法的保護の範囲を変更」に変更された。

・第50-5条 ライセンスの登録簿記入を求める請求

(2)において、登録簿へのライセンスの記入を求める請求書がライセンサー及びライセンシー双方により署名され、かつ、記入に必要な情報を含む場合は、ライセンス契約書の抄本を提出する必要がなくなった。

・第50-6条 質権の登録簿記入を求める請求

(8)において、「損なわれる者の承諾」が「損なわれる虞のある者の認証済の同意」となった。

・第51条 商標の登録簿からの抹消

(3)において、商標移転の登録簿記入を求める際に「書面」での請求が必要となった。

・第 51-1 条 登録簿の閲覧

(3)において、「閲覧することができる」が「閲覧する権利を有する」となった。

・第 52 条 商標所有者の排他権の無効宣言

(2)において、無効宣言の主体適格である先の商標の所有者又は他の先の権利の所有者がなくなった。したがって、権利者でなくても利害関係者であれば無効宣言ができるようになった。また、時期的要件として「商標の存在を知ってから 5 年」でなく「当該商標の使用を知ってから 5 年」となった。さらに第 10 条(1) 3)で、先の商標が識別性が喪失した場合の制限がなくなった。

(3)において、商標の自己への移転請求訴訟の提起可能時期を、商標登録が代理人に知られてから 5 年以内とされた。

(5)の訴訟提起可能時期の制限が廃止された。

・第 53 条 商標所有者の排他権の消滅宣言

(1) 2)において、「消費者を欺くもの」が「消費者に誤認を生じさせるもの」に変更された。

(2)において、登録商標の 5 年間の不使用の後の使用による訴訟除外対象として(1) 3)だけでなく、4)も含むとされた。

・第 59 条 反訴

(1)において、「周知商標又は登録商標の所有者」を「エストニアにおいて法的保護を受けている商標の所有者」と限定された。

・第 60 条 商標に関する事項についての司法手続の規定

(2)において、「地域又は地区裁判所」が「地域裁判所」に変更された。

(3)において、「特許庁が当該手続に参加していなかった場合にも」が削除された。

・第 60-1 条 商標に関する裁判上の係争における代理人

(1)で特許代理人の行為を明確化し、旧法の(1)は、新たに(2)とされた。

・第 70 条 国際登録の処理

(1)及び(2)において、「専門的審査」が「審査」に変更された。

(5)において、通知する客体を「事務局」と明確化された。

・第 71-2 条 共同体商標出願

(3)において、「経済通信大臣」が「法務大臣」に変更された。

• **第 71-4 条 登録簿から抹消された商標の遡及的無効宣言**

「商標所有者」を「先の商標所有者」と明確化された。

• **第 71-5 条 共同体商標に関する事項についての司法手続の規定**

(1)において、「タリン市裁判所」が「ハリュ県裁判所」に変更された。

• **第 71-6 条 共同体商標の使用の禁止**

(1)において、共同体商標規則第 142 条(a)が共同体商標規則第 159a 条(5)に変更された。

• **第 72 条 経過規定**

(5)において、「2002 年 5 月 1 日前」が「2004 年 5 月 1 日前」に変更された。

(5-1)を新規追加し、2004 年 5 月 1 日前に効力を有した商標登録拒絶の理由は、2004 年 5 月 1 日前に登録された商標の 2004 年 5 月 1 日以降での無効宣言を求める訴訟の審理に適用されると変更された。